

消 防 予 第 71 号  
平成 29 年 3 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 御中

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）

従来、民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）に規定されていましたが、平成 28 年 12 月 21 日に開催された「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。」とされたことに伴い、上記タスクフォースに参画している有識者や関連する消防機関等と意見交換を行った結果、下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 32 条の規定を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）は廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますよう、お願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第 1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第一（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」と

いう。)又は複合用途防火対象物に該当するもの。

## 第2 特例基準を適用できる消防用設備等 「誘導灯」及び「誘導標識」

## 第3 特例基準の要件及び内容

第1に適合する防火対象物において、以下の1から3に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

### 1 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する避難階

#### (1) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

#### (2) 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

#### (3) 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

### 2 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する2階以上の階であって避難階以外のもの

#### (1) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

#### (2) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

#### (3) 1(3)の要件を満たしていること。

### 3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分(令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)

## 第4 特例基準の適用にあたっての留意事項等

### 1 第3、1(1)アの要件である「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できない

いこと。

- 2 第3、1(1)イ及び第3、2(1)の要件である「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。
- 3 消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号)3(1)及び(2)によらるたいこと。